令和７年度介護サービス事業者集団指導

｢運営指導における主な指導事項｣ナレーション原稿

**サービス名：「訪問入浴介護」**

**第１スライド**

訪問入浴介護事業所の皆様、こんにちは。埼玉県福祉監査課です。皆様方におかれましては、日ごろの介護サービスのご提供、並びに運営指導へのご協力、誠にありがとうございます。

　この運営指導ですが、介護サービス事業者等の育成、支援を目的として行っており、いわゆる｢監査｣とは異なるものです。埼玉県内の介護サービスの向上のため、事業者の皆様には、今後ともご協力をお願いいたします。

　さて、これからご説明する、｢主な指導事項｣は運営指導を行った際に比較的多く見受けられた問題点、指導事項です。これらの問題点について具体的に詳しく見ていきます。

　それでは、始めます。

**第２スライド**

　まず、勤務体制の確保等です。

指定訪問入浴介護事業所は、利用者に対し、適切な指定訪問入浴介護を提供できることが求められます。そのため、事業所ごとに原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問入浴介護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤と非常勤の別、管理者の兼務関係などを明確にしてください。これは、法人役員である介護職員や看護職員の方などについても同様ですので、出勤簿やタイムカード等を整備し、勤務状況が確認できるようにしてください。

**第３スライド**

　次に、従業者です。

人員配置基準では、看護師又は准看護師を１人以上、介護職員を２人以上配置する必要があります。また、看護師又は准看護師か介護職員のうち1人以上は常勤の職員でなければならないと定められています。

この人員配置基準は、指定訪問入浴介護事業所の最低限の員数として定められていますので、基準を満たすよう配置してください。

**第４スライド**

次に、指定訪問入浴介護の具体的取扱方針です。

指定訪問入浴介護のサービスの提供にあたっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する必要があります。

また、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などのサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行ってください。

従業者は、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行ってください。

サービスの提供は、原則として、１回の訪問につき、看護職員１人及び介護職員２人をもって行うものとし、これらの者のうち１人を当該サービスの提供の責任者としてください。

　なお、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生じる恐れがないとして、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、入浴により利用者の身体の状況等に支障が生じるおそれがないことについて、主治医の意見を確認した上で実施してください。なお、主治医の意見の確認については、利用者又は利用者の承諾を得て事業者が利用者の主治医に確認して、その旨を記録に残してください。

**第５スライド**

次に、初回加算です。

　初回加算の算定に当たっては、初回の訪問入浴介護を行う前に、訪問入浴介護事業所の職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等の利用に関する調整を行ってください。そして、その記録を残してください。また、この加算は、初回の訪問入浴介護を行った日の属する月に算定することができます。

**第６スライド**

最後に、サービス提供体制強化加算です。

　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）の算定に当たっては、複数の適合基準が設けられていますが、その中の一つ研修について特に注意していただき点としては、訪問入浴介護従業者ごとに、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を策定し、研修を実施することがあります。研修を実施するだけではなく、必要な事項を漏れなく記載した研修計画を策定してください。

　以上が、運営指導における主な指導事項です。皆様振り返っていかがでしょうか？

ご自身の事業所に該当する項目はありませんでしたか？もし、該当する項目があれば、改善をお願いします。

　動画はこれで終了となります。ご覧いただいた内容を参考にしていただき、今後も適切な事業所運営をお願いいたします。ご視聴ありがとうございました。